

令和元年台風第 19 号災害からの早期復旧を求める意見書

令和元年台風第 19 号により関東甲信越や東北地方のみならず広範囲にわたり甚大な被害が発生した。

本市でも、本市上部域の大雨による千曲川支流の河川が氾濫し、堤防の破損、漏水、土砂堆積が多く箇所が発生し、八木沢川の内水氾濫と千曲川の越水によって、豊洲地区北相之島町などに未曾有の被害をもたらした。

また、道路も国道 406 号仁礼町仙仁地籍で土砂崩落が発生するなど、市道も含め多くの箇所が被災した。

本市としても、市民の生命と財産を守り、生活への影響を最小限にとどめるべく、全力を挙げて対応しているところである。

県においては、県管理の河川・道路において「より良い復興 (Build back better)」の観点に立ち早期復旧を講じるよう、下記の事項について強く求める。

記

- 1、 県管理の一級河川の堤防護岸の破損箇所について早期復旧に加え、必要に応じて改良復旧を行うこと。特に、松川の越水箇所については、千曲川同様に越水しても破堤しない堤防とすること。
- 2、 八木沢川および権五郎川の内水氾濫を防止するため、排水機能力の増強を行うとともに、相之島排水機場は耐水化による早期改修を行うこと。
- 3、 県管理の一級河川の堆積土砂の早期浚渫除去を行うこと。特に鮎川下流の九反田地籍では堤内樹園地への多量の漏水により、果樹枯れの心配と剪定作業等ができない状況となっていることから、早急に漏水防止対策を行うこと。
- 4、 国道 406 号仁礼町仙仁地籍の土砂崩落箇所の早期完全復旧を行うこと。
- 5、 県道五味池高原線の土砂崩落箇所の早期復旧を行うこと。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出する。